

入 札 心 得

この心得は、越前市契約規則に定めるもののほか、入札参加者の心得について必要な事項を定める。

- 第1 入札者は、入札者の資格及び入札に参加する資格を有することについて契約担当者の確認を受けなければならない。
- 第2 入札書は、所定の様式及び手続により指定された時刻までに提出しなければならない。
- 第3 入札者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。その場合、書面による入札辞退届を提出しなければならない。また、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- 第4 代理人が入札をしようとするときは、入札者の委任状を持参し、入札開始前に入札執行者に提出しなければならない。
- 第5 予定価格の範囲内の額の入札がないときは、再度の入札をすることがある。
- 第6 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 第7 入札者は、入札が終了するまでは、入札執行者の指定する場所において待機し、無断でその場所を離れてはならない。
- 第8 入札者が連合し、又は不正若しくは不穩の行動をなし、又は入札の適正な執行を妨げるおそれがあると認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札執行を延期し、若しくは中止することがある。
- 第9 設計価格を公表している場合において、設計価格の110分の100に相当する金額を上回る金額の入札又は再度入札においての第1回目の入札の最低価格を上回る入札は、無効とする。
- 第10 第1回目の入札において入札を辞退した者、入札に遅参した者及び無効入札を行った者は、再度入札には参加できないものとする。
- 第11 落札となるべき同価の入札をした者が2以上あるときは、直ちにくじで落札者を定める。この場合において、当該入札者はくじを辞退することはできない。
- 第12 落札者が、契約を締結するまでに、越前市から入札参加資格の資格制限又は指名停止等を受けた場合は、契約を締結しないことがある。
- 第13 入札保証金の納付を免除された落札者が正当な理由がなく、期限までに契約を締結しないときは、落札金額（消費税を含む）の100分の5に相当する違約金を徴収するものとする。